

平成 30 年 7 月 10 日
広島ガスプロパン株式会社
家庭用ガス部
TEL 082-830-0870

大雨による被災者の皆さまに対するガス料金等の特別措置について

平成 30 年 7 月 5 日からの大雨により被害にあわれました皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの 7 月 5 日からの大雨は、広島県下の多くの地域に相当の影響を与えたことから、当該地域に対し 7 月 5 日に災害救助法が適用されました。

つきましては、当社が供給するコミュニティーガス団地内で被災されたお客さまに対して、ガス料金等の特別措置を実施いたします。

1. 特別措置対象のお客さま

災害救助法が適用された地域^{*}において被災され、当社窓口へ特別措置の適用をお申し出いただいた当社のお客さま

※災害救助法適用地域（平成 30 年 7 月 9 日現在）

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、
江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

2. 特別措置の内容

(1) ガス料金について

- ① 被災されたお客さまの平成 30 年 6 月（支払期限日が、災害救助法が適用された 7 月 5 日以降となるものに限り）、7 月および 8 月分の各ガス料金の支払期限日^{*}を、それぞれ 1 カ月間延長いたします。

※支払期限日… 検針日の翌日から 30 日目

- ② 平成 30 年 7 月分から向こう 6 カ月間において、被災されたお客さまがガスを全くご使用できなかった場合は、その料金算定期間のガス料金の基本料金は申し受けません。

(2) ガス配管が損傷を受けている場合の復旧のためのガス工事費について

被災により、ガスの使用ができなくなったお客さまが同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事につきましては、平成 30 年 9 月 30 日までにお申し出された場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。

〇お問い合わせ

広島ガスプロパン(株) 家庭用ガス部 コミュニティーガス課

【広島地区】 082-830-0870

【東広島・呉地区】 082-420-6673

(受付時間 平日・土日祝 9:00~17:30)

以上